

# 社長通信

株式会社 福島人材派遣センター  
代表取締役社長 安田 敬

2020年1月号

Vol.14



明けまして おめでとうございます  
すこやかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます

いよいよ本年、2020年4月より働き方改革の目玉である「同一労働同一賃金」が始まります（改正労働者派遣法の施行）。

福島人材派遣センターは、新しい未来へ向けて、企業と派遣スタッフを繋ぐ『よりよい働き方』をご提案できるよう、更なるサービスの向上に取り組んで参ります。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

## 今年の抱負・目標

相手の立場になって、一つ一つ丁寧な仕事をします。

代表取締役社長 安田 敬

初心を忘れず学びの一年とする

営業本部長 兼 郡山支社長 北浦 典子

全てに全力投球

チーフマネージャー 太宰 文恵

相手の気持ちに寄り添う

総務マネージャー 吉田 恵美

縁を育む

社長室長 細貝 一美

きちんと向き合う！

営業担当 渡部 ミツ子

失敗を恐れず挑戦する！かつ、失敗しない努力をする！

営業担当 杉山 治美

1日1日を大切に。

コーディネーター 増田 博代

初心に戻り、正確に丁寧に取り組む

コーディネーター 伊藤 香



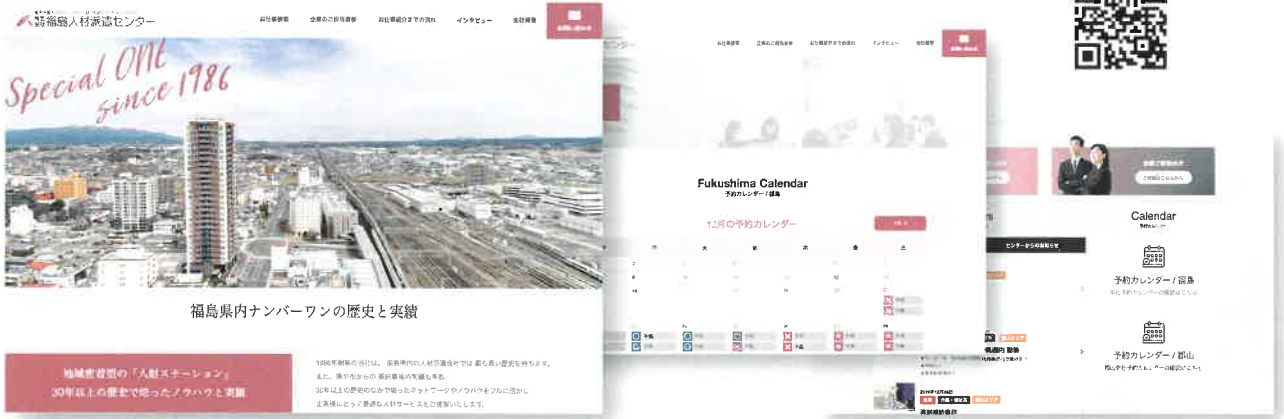
# 活動報告

## 取り組み その1

### ホームページがリニューアルしました

Webより面接予約ができるようになりました。よりタイムリーな求人情報を掲載しています。

詳しくはこちら



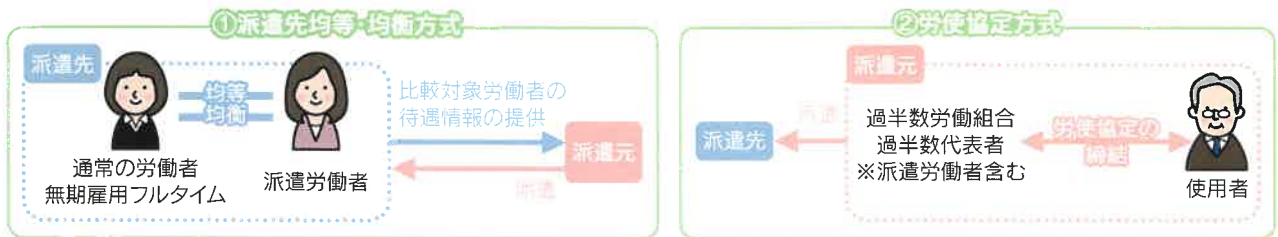
## 取り組み その2

### 「同一労働同一賃金」がスタート！

2020年4月1日より、派遣労働者の適正な待遇確保の実現に向けた、改正労働者派遣法が施行されます。派遣元企業には、派遣労働者の待遇を

- ① 派遣先の労働者との均等・均衡待遇
- ② 一定の要件を満たす労使協定による待遇

のいずれかにより決定することが義務付けられます。



現在弊社では「労使協定方式」を念頭に、社内プロジェクトチームを立ち上げ調整作業をおこなっております。内容が決まり次第、派遣先企業（お取引先様）、派遣労働者（スタッフ）の皆様へそれぞれお伝えいたします。詳細につきましては各営業担当者までお問い合わせください。

◀ 派遣先（お取引先）の皆様へ ▶

派遣労働者の適正な待遇確保には、派遣元企業（弊社）と派遣先企業（お取引先様）との相互の協力が不可欠になります。今回の法改正に伴い、営業担当者よりご相談をさせていただきます。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

なお、契約社員、委託事業契約社員、内勤社員の皆様は2021年4月1日より適用となります。